

【流山市除染実施計画の概要】

1 計画策定の背景

「放射性物質汚染対処特措法」に基づく、汚染状況重点調査地域に指定されたことに伴い、同法第36条の規定に基づき「流山市除染実施計画」を策定するものです。

2 流山市の状況

これまでも公共施設の空間放射線量調査や子どもたちが多く利用する施設における放射線量低減策に取り組んできました。また、昨年10月21日には、国・県・近隣市に先駆けて市独自に「流山市放射線量低減計画」を策定しました。

その後、平成24年1月1日に「放射性物質汚染対処特措法」が施行されたことから、市の計画を見直し、今後は同法に基づき除染を進めていきます。

3 除染等の措置等の実施に関する方針

(1) 目標

東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間1ミリシーベルト以下にすることを目指します。

除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ1メートル（小学校以下では高さ50センチメートル）で毎時0.23マイクロシーベルト未満を目指します。

さらに、本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ5センチメートルで、毎時0.23マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。

(2) 除染計画期間

平成23年度から平成25年度まで

(3) 優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針

ア 子どもの生活環境であるところの放射線量が高い施設から優先的に除染を実施していきます。

イ 子どもが多く利用する施設（小学校15校、中学校8校、保育所（園）20園、幼稚園9園、学童クラブ4施設（小学校併設を除く）、子どもの遊び場14箇所、知的障害児通所施設1、児童センター7館、計78施設）は、全てを対象とします。

ウ 公園については、施設の数が多いことから、市独自の目標値を超えた公園について、広場部分の空間放射線量及び利用状況を勘案し

て除染を行います。

4 除染実施計画の対象となる区域

流山市全域（35.28 km²）を対象とします。

5 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

(1) 子どもが多く利用する施設や通学路等、公共施設では、市が除染します。

(2) 上記以外の場所については、流山市と市民や所有者等が協力して除染を進めます。

6 除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置

除染等の措置については、原則として、国の除染関係ガイドライン及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱に示す方法の中から必要なものを選定します。

7 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

子どもが多く利用する施設については、平成23年度から平成24年度中に除染を行います。

8 除去土壤の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

(1) 除染活動によって発生した除去土壤等については、発生した場所に保管（原則地下保管）します。

(2) 通学路等の側溝の汚泥については、仮置場を設置し、適切な保管を行います。

9 継続測定及び計画の見直し

(1) 市内の放射線量については、国・県が実施する測定のほか、本市においても継続的な調査を実施します。

(2) 本計画は、除染の進捗状況、空間放射線量の低減及び継続測定の結果等を評価・検証し、国の動向も踏まえ、見直しを行います。

問い合わせ 環境政策課放射能対策室 TEL 04-7168-1005